

保育における自然観に関する研究

—平成 29 年度保育指針改定を中心に—

内田珠恋 赤堀方哉

要旨

本研究では、西洋と日本の自然観の違いが、保育の中に見出すことができるのかを、平成 29 年度の保育所保育指針の改定に注目して検討してきた。その結果、以下のことが明らかになった。

1. 平成 20 年度版の保育所保育指針では西洋の自然観を示すような文言はなかったが、平成 29 年度の保育指針改定によって、西洋の自然観である「法則性や操作性」が保育所保育指針に取り入れられた。
2. 改定時の審議会の議論を調べた結果、保育に「法則性や操作性」を取り入れる必然性について議論された形跡はなく、幼保小連携の強化という保育の必然性とは異なる理由によって変更されたことが推察される。
3. 改定前後の保育実践集に取り上げられている「環境」領域の保育のねらいを対象として、KH コーダーを用いて分析した結果、改定の前後では大きな変化を確認することができなかった。

キーワード：自然観、保育所保育指針、領域「環境」、審議会、幼保小連携

1. はじめに

古くから、日本は自然と共に生き、共生への道を模索してきた。日本では至る所に自然のままの自然がみられ、それを私たちは美としており、今なおその考えは自然観として私たちに根付いている。一方で、西洋では自然を操作するための道を模索してきた。このような日本と西洋の自然観の違いについては、様々なところで指摘されている。古くは明治初期のお雇い外国人であったベルツ (1979) は、日本人は科学的な精神を学ぼうとはせず、科学の「成果」のみを手に入れることに性急であると批判している。和辻 (1979) は、風土をモンスーン、砂漠、牧場の 3 つに分類し、それぞれ自然とのかかわり方を検討している。庭園芸術については、牧場型に含まれる西洋が多様の統一とかシンメトリーとか比例の原理に従い規則にかなうことを特徴としているのに対して、モンスーン型の日本では合理的な規則をそこに見出し易いことを特徴としている。寺田 (1935) も庭園が日本の自然観を説明する格好の材料であると指摘し、日本人はなるべく山水の自然をそこなうことなしに住居のそばに誘致し、自分はその自然の中に抱かれ、その自然と同化した気持ちになることを楽しみとする」としている。

こうした自然観の相違は、庭園だけでなく、絵画・音楽など様々な場所で見られ、今でも私たちの生活のなかの様々な場所に顕れていると考えられる。では、幼児期における自然観についてはどうだろうか。田中 (2020) は擬人的な自然観と自然に親しみ愛する保育・教育について、「人間が進化的適応の心の基本的なデザインとしてもっている擬人的な思考を、子

子どもが現実の自然と結びつけて作動させるように保育・教育することが必要である」と述べており、主観的な考えが強い幼児期に見られるアニミズム的思考をそのままに、自然に親しみを持ち、愛することができるような自然観を保育・教育していくことが必要であると述べている。スティーブン・ワインバーグ(2016)は、「科学は、たまたま成し遂げられてきたさまざまな発明の歴史としてあるわけではなく、自然のありようこそが科学のありようを決めているのだ」と述べているように、科学と自然は密接な関係にあり、科学は自然の法則や構造を解明していくなかで発見され、発展してきた。小学校では理科として授業されているが、幼児期にも、保育所や幼稚園などで風や草花、水などの自然を活用した科学的な思考を深めるための実践は行われている。

滝口(2022)の『5歳児の自然物の探索と報告ー1枚のアベマキの葉とどのように向き合ったのかー』の実践研究では、1枚のアベマキの葉について5歳児の報告をまとめ、保育実践の構築に必要な資料を集めることが目的であった。ここで、「自然について聞いたことがある」と回答した幼児の自然に関する調査者とのやり取りの一部の中に、幼児の自然観が表れていることに注目した。

ある幼児は自然について、「自然て、何か、自然て、汚くしたらだめやよ。髪の毛、全部抜いても自然に髪の毛伸びるんだよ…中略…で自然は、お外のことかなあ？」と語っている。幼児にとって自然とは汚してはならないものであり、お外のことだと言っている。また、話の中で「手を加えない」という意味での自然としても言葉を使っている。また、別の幼児は「静かな場所で、葉っぱのいっぱいある場所で、虫もいっぱいいるところ」が自然であると言っている。幼児たちの日々の自然とのかかわりが表れているものであり、幼児にも自分の自然の見方というものが存在していることがわかる。

本研究では、保育所保育指針の中に自然観がどのように記述され、それが保育現場でどのように実践されているかを、平成29年の保育所保育指針の改定を中心に明らかにしていくことを目的としている。

2. 平成29年の保育所保育指針の改定における自然の扱いについて

現行版である2017(平成29)年版と、その前まで使用されていた2008(平成20)年版要領における「自然」への関わりがある記載について抜き出し、その記載量の変化について調べた。記載は以下(資料①)のとおりである。

記載量は改定前と改定後を比べると、自然に関しての記載が全体的に増えていることがわかる。では、記載内容についてはどのように変化しているのだろうか。

改訂前の自然とのかかわりについての記載は、自然とのかかわりが子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、生命や自然・社会の事象について、子どもが自らの経験を通して自然に親しみを持ち、触れたり、遊びに取り入れたりしながら生命への尊さに気づくこと等の記載がされている。自然とのかかわりによって、自然の雄大さや不思議さなどに気づくこと。また、同時に子どもの情緒も豊かにしていくことを目的としている。このように、2008年度以前は日本の自然観が指針に表れており、幼児期においても日本の自然観が表れた保育をねらいとして行っていたことがわかる。一方で、2017年度の現行版の指針を見てみると、新しく追加された環境領域の「(ウ)内容の取扱い」に「①子どもが、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気づき、自分なりに考えることができるようにな

る過程を大切にすること。また、他の子どもの考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること」(下線は著者による)と記載されている。

ここで初めて、「操作の仕方」や「法則性」という言葉が出てきたのである。環境領域における自然の比重は大きい。環境領域に記載されているこの環境とのかかわりについては自然とのかかわりについても該当するものであり、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つということは、ねらいとしてこれまでも記載されてきたが、自らが操作することに関心を持ち、物事の法則性に気づくといった自然とのかかわり方は、2017年度改定時に初めて記載されている。これまでの指針で示されていた日本の自然観とは大きく違っていることがわかる。これまで日本の自然観が中心にした保育を行っていたものが、西洋の自然観を取り入れた保育を行うよう指針に記載されたのだ。

3. 研究 I 保育所保育指針改定の経緯について

-1 研究方法

保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領のそれぞれの審議会における議事録や資料を確認し、改定の意図を探る。

-2 結果

2017年度改定時に突然現れたこの西洋の自然の見方はどのようにして、どのような意図をもって、指針に取り入れられたのか。ここで、それぞれの審議会における議事録や資料を確認した。幼稚園教育要領と幼保連携型認定こども園の審議会議事録を検討するのは、審議の際に改訂の意図が言及されている可能性があるためである。

1) 保育所保育指針の改定に関する審議会

平成27年12月から計10回行われた保育所保育指針の改定に関する審議会では、自然とのかかわりについて、自然との関わりを持つ活動をする際は、草花による皮膚のかぶれや、アレルギー反応などのリスクを考慮し、園内の安全点検をすること。予防的な知識を身に付けるようにすること。など安全面の記載を求める言及と、子育て支援に関する記載の中で、地域の自然について触れてほしいという二つの言及のみであった。議論の中で「自然」という単語は何度か出てきたものの、子どもの自然な生活の流れについてや、10の姿を一通り読み上げるときに出てくることの方が多く、なぜ「操作の仕方」や「法則性」といった内容を入れたのかという議論はされていなかった。

2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会

次に、内閣府が行った「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」の議事録を確認した。この検討会は平成28年6月から計6回行われており、一番検討回数が少ない。ここでも「操作の仕方」「法則性」といった内容は議論されておらず、自然とのかかわりについても2つの言及のみであった。一つ目は、保育所保育指針の改定の方向性の基本的信頼感についての記載、「この時期は、周囲の人や物、自然など様々な環境との関わりの中で、自己という感覚や、自我を育てていく」について子どもたちの実際の姿と照らし合わせることへの重要性を説いたもの。二つ目は、

子育て支援に関する記載について、お母さんたちが安心して子育てができるよう、乳児の園外保育(外遊び)の際に歩行や子どもたちの行動にばかり目を向けるのではなく、子どもたちがにこにこしながら自然と触れ合うことが大切だと言っている箇所であった。保育所保育指針に関する審議会と同様に、その他にも自然という単語は出てきていたものの、自然な流れという意味で使用されていることが多かった。

(資料①)2008年・2017年保育所保育指針 新旧対照表

2008年度改訂版	2017年度改訂版
<p>3 保育の目標</p> <p>(一)ア-(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと</p> <p>(三)保育の環境</p> <p>保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。</p> <p>保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p>	<p>3 保育の目標</p> <p>(一)ア-(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと</p> <p>(四) 保育の環境</p> <p>保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。</p> <p>保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p>
<p>1 乳幼児期の発達の特徴</p> <p>(一)子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境(人、自然、事物、出来事など)に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。</p>	<p>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p> <p>(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p> <p>キ 自然との関わり・生命尊重</p> <p>自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚える。</p>
<p>(六)おおむね四歳</p> <p>全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。自然など身近な環境に積極的に関わり、様々な物の特性を知り、それらとの関わり方や遊び方を体得していく。…</p> <p>(八)おおむね六歳</p> <p>…様々な知識や経験を生かし、創意工夫を重ね、遊びを発展させる。思考力や認識力も高まり、自然事象や社会事象、文字などへの興味や関心も深まっていく。…</p>	<p>オ 表現 (ウ) 内容の取扱い</p> <p>④ 身近な自然や身の回りの事象に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、諸感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなど保育の環境を整えること。</p> <p>ア 健康 (ウ) 内容の取扱い</p> <p>③ 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、子どもの動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。</p> <p>イ 人間関係 (ウ) 内容の取扱い</p> <p>④ 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもが他の子どもとの関わりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しみむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまづきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。</p>
<p>ウ 環境</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>③ 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p>季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p> <p>自然などの身近な事象に関心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。</p> <p>① 身近な動植物に親しみを持ち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。</p>	<p>ウ 環境</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p>③ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p> <p>④ 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。</p> <p>⑤ 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりする。</p> <p>(ウ) 内容の取扱い</p> <p>① 子どもが、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気づき、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の子どもの考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>② 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、子どもが自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。</p> <p>③ 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にすることを、公共心、探究心などが養われるようにすること。</p>
<p>2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>(四)三歳以上児の保育に関わる配慮事項</p> <p>力自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。</p> <p>オ 家庭及び地域社会との連携</p> <p>子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を始める保育内容の充実が図られるよう配慮すること。</p>	<p>4 保育の実施に関して留意すべき事項</p> <p>(3) 家庭及び地域社会との連携</p> <p>子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。</p>
<p>3 食育の推進</p> <p>(三)子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p>	<p>2 食育の推進</p> <p>(2) 食育の環境の整備等</p> <p>ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p>

3) 幼稚園教育要領の改定に関する審議会

最後に、文部科学省教育課程部会幼児教育部会の行った幼稚園教育要領の改定に関する審議会の議事録を確認してみる。この審議会は平成27年10月から計10回にわたっている。ここで注目しておきたいのは、3つの指針の中で一番初めに改訂についての審議会が開かれており、且つ、この審議会の中で幼稚園教育要領のみではなく、学習指導要領改善についての話もされているという点である。この審議会の中で自然へのかかわりについての議論は多くされている。非常に自由度が高い自然と関わることによって子どもの主体性がはぐくまれるものとし、自然への愛情や畏敬の念が培われるようにすることや、自然体験ができるよう園庭遊びを取り入れることが議論されている。

規則性・法則性についてだが、二つの言葉を使った議論が第5回 議題「幼児教育の改善充実について」で多くなされている。ここでは、幼児教育における学びの過程のイメージについて、試行錯誤→予想→分析→その後規則性の発見という深い学びの過程でのプロセスの改善策を議論している。幼児の遊びの中でなぜ、どうして、といった気づきより、そのひとつ前のすごい、きれい、といった感覚的なものをまずは大事にしてほしいといった意見や、最後に法則性・規則性の発見に必ず収まらなくてはならないのかという意見。一方向ではなく循環的にしてほしいという意見など様々なものがあつた。

しかし、規則性や法則性について議論された箇所はそこだけであり、環境領域に新しく記載された、「(ウ)内容の取扱い-①」について、なぜ記載されたのかという議論はされておらず、操作については、子どもの手指の操作性についての言及のみであった。

今まで保育所保育指針と幼保連携型認定こども園保育教育要領で多く見られた、自然な流れという意味での「自然」はこの審議会の中では出てこなかった。

-3 考察

3つの指針・教育要領改訂に関する議論を確認したが、「(ウ)内容の取扱い-①」について、記載した意図は示されていなかった。後藤(2018)は、現行版である2017(平成29)年版「環境」領域に関する内容と、その前まで使用されていた2008(平成20)年版要領の保育内容「環境」に関する内容を表で比較し、記載量は変化しているが、内容についてはほとんど変化していないとしている。一方、金丸ら(2016)は、この改定を肯定的に評価している。すなわち、児保育の指針である幼稚園教育要領と、長期にわたり世界で実践され続けているモンテッソーリ教育が重なる部分が多くあり、新しい幼稚園教育要領と、モンテッソーリ教育の目的や原理が同じであり、モンテッソーリ教育の教具ほぼすべてが、幼稚園教育要領に示す教育内容に対応していると述べているのである。西洋の自然観を背景にしているモンテッソーリ教育がこの指針の改定を評価していることは、2017年に改訂された幼稚園教育要領は西洋の自然観へと変化があつたと言えるだろう。

このような重大な変化の理由を、審議会の議事録からは見出すことができなかった。自然に関わる記述に関して、どのような保育をして行きたいのかという議論がされた記述もなく、子どもの育ちについても必然性が示されていなかった。では、必然性がないにもかかわらず、新しく記載されたのはなぜだろうか。

変化の理由の手がかりは幼稚園教育要領改訂の際の審議会の中で見ることができる。3つの指針の改定に関する審議会では一番早くに審議が行われた幼稚園教育要領の議事録の中

で、自然とのかかわりについての言及が数回しか出てきていなかったことと比べて、計 10 回にわたる議論の中で、必ず「小学校接続」という言葉が出てきていたのである。

となれば、環境領域で新しく記載された内容の取扱いは、幼稚園から小学校に上がる際に問題になる小学校接続についての懸念から意識されて記載されたものと考えられる。小学校学習指導要領において、理科の目標では「自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。(2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。(3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う」の記述がある。「自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力」、「観察や実験」は、改定後の指針の「操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる」と同様の内容を指していると考えられる。

すなわち、平成 29 年度の指針改定の少なくとも自然に関わる記述の変更は、保育や幼児期の子どもの育ちにとっての必然性が議論されないままの変更であり、幼小接続という極めて大人の事情による改訂であると考えられる。

4. 研究Ⅱ 保育現場への影響

では、このような指針や教育要領における変化は、保育の実践の中で保育観にどのような影響を与えているのだろうか。指針に変化があればそれに伴い、保育現場でも実践の中で変化が起こってしかるべきである。今回注目した環境領域での自然とのかかわりにおける記載は、自然観の視点から見ると自然のとらえ方や接し方などが指針の中では大きく変化していた。だとすれば、2017 年度以前と以降の自然とのかかわりにおける保育実践内容には、大きく変化があるのではないか。

-1 研究の方法

改定前と改定後(平成 29 年以降)に出版された、同じ著者の 2 冊の本に書かれた自然に関する保育実践の「ねらい」を対象とする。改定前の本は幼少年教育研究所保育実践事典編集委員会(2009)「遊びの指導 乳・幼児編」、改定後の本は同著者(2018)「子どものこころがみえてくる保育実践事典-〈遊び〉から〈園運営〉まで保育のすべてがわかる-改訂版」である。

この 2 冊の本に紹介されている保育実践のねらいを、KH コーダーを用いたテキストマイニングを行い、共起ネットワークを作成し比較した。

-2 結果

出現パターンが似ている語(共起の程度が強い語)を線で結んだ共起ネットワークを KH coder で作成した。強い関係が示されているものが太い線につながれてあり、それより弱い関係が薄い線につながれている。また、出現回数の多いキーワードほど円が大きくなっている。(資料②)

改訂前は 8、改定後は 6 のサブグラフが出力された。改定前のサブグラフを基準に、8 つのグループ分けを行った。

G1では「友だちと一緒に試したり工夫したりすることの楽しさや喜びを感じる」や、「登り方などの情報を共有したり、声を掛け合ったりすることから友達関係が築ける」など、人間関係のねらいであることがわかる。G2は動物とのかかわりの中で育まれる情緒的なねらい。G3では木登りのねらいが示されている。G4花や野菜を栽培し、収穫し、料理したものを食べるといった食育のねらいであることがわかる。G5では作る楽しさを味わう、喜びを味わう、といった文言がまとまっており、G6は一番大きなサブグラフである。内容を見ても、よくねらいで示される「子どもの興味関心を引き出す」というような、保育の教育目標がねらいとして設定されていることがわかる。また、関連する語を見てもわかるように、興味関心を引き出すための活動は多岐にわたっており、「不思議」「美しさ」などを感じる活動や、自然に直接触れることで感触の心地よさを味わったり、楽しさを味わうことが狙いとされている活動が多いことがわかる。

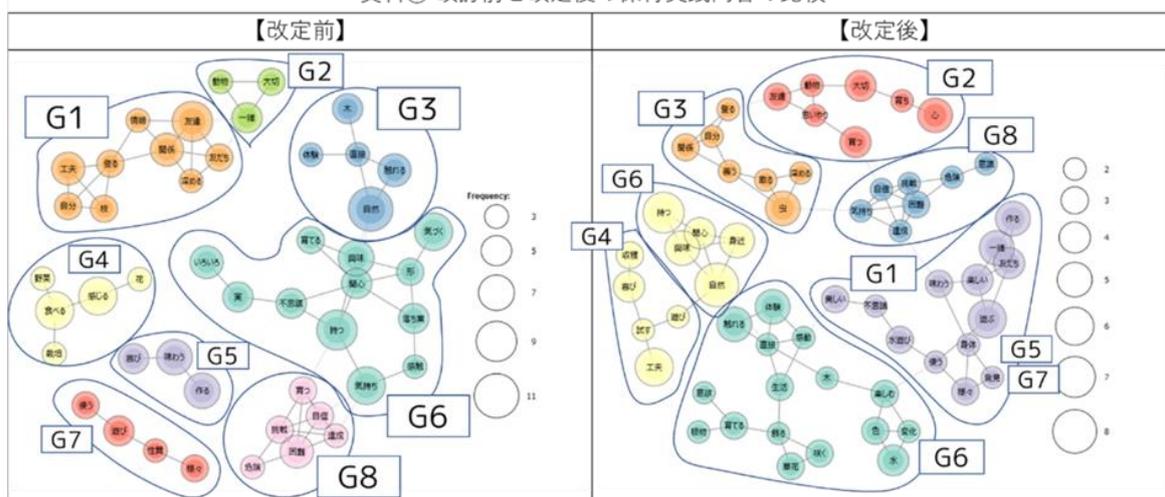
G7は「自然の中に入って探して触れ、そこには様々な形や性質のものがあることに気づく。」といったねらいがまとまっており、G8は自然などの環境と関わる中で困難を乗り越えたり、危機管理能力を育てようとするねらいが設定されている活動がまとまっている。

改定前後の共起ネットワークを比較すると、改定後のG1が、改定前には独立していたG5、G7を吸収しややおきなまとまりになっていること以外には、大きな変化は見られない。

-3 考察

保育を行うにあたって、指針や教育要領は大きな指標となっている。そのように大学では学び、指針や教育要領が変われば、保育現場は改定されたものに沿って保育・教育を行うようになっていくと学んできた。しかし、保育所保育指針が改定されたにもかかわらず、日々の保育がモンテッソーリ教育の中で見たような、植物を分解して観察するという西洋的な活動に大きく変わっていたわけではなく、活動におけるねらいが「理科教育につながる興味関心を引き出す」といったようなものになっているような変化を見出すことができなかった。

資料② 改訂前と改定後の保育実践内容の比較



批判的な見方をすれば、保育指針等の改定が保育実践に結び付いていないということがわかる。保育所保育指針や教育要領の内容を全て確認して保育をしているという保育者はどれほどいるのだろうか。すべて覚えているという訳ではないにしろ、指針等を見て指導案

や指導計画を書く保育士は少ないように思う。指導案や計画等を立てる時、専ら参考にするのは学生であれば先生で、現場にいる保育士ならば先輩であるだろう。ほかにも過去の計画を参考にして立てる人もいるのではないだろうか。

しかし、逆に肯定的な見方をすればそれだけ保育現場では子どもの育ちを中心に置いて保育を行っているということがわかる。指針や教育要領を一度も見えていないから現場が変化していないのではなく、子どもたちの実際をみて保育を行っているため、保育実践に変化が表れていないと推察される。

3. まとめ

本研究では、西洋と日本の自然観の違いが、保育の中に見出すことができるのかを検討してきた。その結果、以下のことが明らかになった。

1. 平成29年度の保育指針改定によって、西洋の自然観である「法則性や操作性」が保育指針に取り入れられた。
2. 改定時の審議会の議論を調べた結果、保育に「法則性や操作性」を取り入れる必然性について議論された形跡はなく、幼小連携の強化という保育の必然性とは別の理由によって変更されたことが推察される。
3. 改定前後での保育実践の変化の有無を調べた結果、改定の前後では大きな変化を確認することができなかった。

小学校は公立が多く、方針が変われば現場は密接につながり、変化していく。対して、幼稚園や保育所は私立が多く、法的拘束力の無い指針が変わっても変化があることはほとんどない。しかし、だからこそ幼児期における多様な子どもの場があり、子どもたちに合わせた保育を行うことができると言える。指針が改定されても現場が変化しないのは行政が機能していないという一つの問題ではあるが、子どもの育ちを第一に考えれば、現場が変わらないことに大きな価値があるのではないかと考える。

最後に本研究の限界について述べる。本研究では非常に限定された資料しか検討することができなかった。研究Ⅰにおいては、審議会の議事録のみを検討の対象とし、審議会に置かれているワーキンググループの議事録までは検討していない。また、研究Ⅱにおいては、改定の前後でそれぞれ1冊の事例集しか検討の対象とすることができなかった。より多くの資料を検討することによって、今回明らかになったことがより根拠づけられることになると思われるが、それは今後の研究課題として本研究を締めくくる。

<引用・参考文献>

- T. G. ゲオルギアース (1993) 『音楽と言語』 (木村敏 訳) p96、講談社学術文庫。
スティーブン・ワインバーグ (2016) 『科学の発見』、p13、文藝春秋。
エルウィン・ベルツ (1979) 『ベルツの日記 (上) (下)』、岩波書店。
金丸雅子、小田進一 (2016) 「幼稚園教育要領に見られるモンテッソーリ教育のエッセンス」、『北海道文教大学研究紀要』 (41)、pp. 41-50。
寺田寅彦 (1935) 『日本人の自然観』、p23、青空文庫。
大貫麻美・隅田学 (2017) 「モンテッソーリ教育園に見る生命科学に関する豊かな学び：湘南白百合学園幼稚園での事例調査から」『初等教育学科紀要』 (3)、pp. 11-18。

- 滝口圭子(2022)「5歳児の自然物の探索と報告ー1枚のアベマキの葉とどのように向き合ったのかー」、『教育実践研究』(48)、pp.17-25.
- 天野佐知子(2019)「保育所保育指針の変遷に関する一考察ー領域「環境」の保育内容に着目してー」、『金沢星稜大学 人間科学研究』(13)、pp.1-6.
- 厚生労働省(2008)『保育所保育指針』、フレーベル館.
- 厚生労働省(2017)『保育所保育指針』、フレーベル館.
- 文部科学省(2008)『幼稚園教育要領解説』、フレーベル館.
- 文部科学省(2017)『幼稚園教育要領解説』、フレーベル館.
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省(2017)『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』、フレーベル館.
- 子ども・子育て本部(2016)「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会(議事録)」(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kentoukai.html>).
- 社会保障審議会(2015-2016)「保育所保育指針の改定に関する議論(議事録)」(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_314168.html).
- 教育課程部会(2015-2016)「幼児教育部会(議事要旨・議事録)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/057/giji_list/index.htm).
- 田中俊明(2020)「擬人的な自然観と自然に親しみ愛する保育・教育：生物多様性保全の心情をはぐくむには」、『こども未来学研究』(15)、pp.43-52.
- 藤掛絢子、北野幸子(2014)「幼稚園での音遊び実践における科学的遊び」、『日本科学教育研究会研究報告』(29)、pp.55-60.
- 幼少年教育研究所(2009)『新版・遊びの指導』、同文書院
- 幼少年教育研究所(2018)『保育実践辞典：子どものころが見えてくる』、鈴木出版
- 和辻哲郎(1979)『風土』、岩波書店.